

「令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託」
提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約 12,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書及び内訳書を提出するものとします。

3 提案者の資格

本プロポーザルの提案資格は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 下記ア～ウの要件を全て満たす者であること。
 - ア 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、「所在地区分」が「市内」、規模区分が「中小企業」で登録されていること。
 - イ アの名簿において、「イベント企画運営」を営業種目の1位に登録し、かつ、「イベント企画」及び「イベント運営等」を細目に登録している者であること。
 - ウ アの名簿において、「各種調査企画」を営業種目に順位問わず登録し、かつ、「市場・世論調査」を細目に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当していない者であること。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産宣告を受け、復権していない者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更正又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がない者であること。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、横浜市指名停

- 止等措置要綱（最近改正令和3年4月1日）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (10) 本業務委託の完了までの履行が可能なこと。

4 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、次のとおりです。

事項	時期
① 公募要項等の HP 公表	令和6年7月31日（水）
② 参加意向申出書 [※] 切	令和6年8月8日（木）17時まで
③ 提案資格確認結果通知書送付	令和6年8月19日（月）
④ 質問書受付期間	令和6年8月27日（火）17時まで
⑤ 質問書回答	令和6年9月3日（火）
⑥ 提案書提出	令和6年9月9日（月）17時まで
⑦ 結果通知書の送付	令和6年9月末頃
⑧ 契約締結	令和6年10月初旬頃

5 参加表明手続き（参加意向申出書の提出）

本プロポーザルにおいて、提案書の提出を希望する場合は、必ず「参加意向申出書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」を提出し、参加意向の表明を行ってください。

- (1) 提出期限

令和6年8月8日（木）17時まで（必着）

- (2) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・川田
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-4863

- (3) 提出方法

持参又は郵送

・郵送の場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。また、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

・持参の場合は、市役所開庁日の8時45分から12時、13時から17時の間に提出してください。

- (4) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1） 1部
イ 誓約書（様式2） 1部

- (5) 提案資格確認結果の通知

ア 本プロポーザルに参加する意向申出者の提案資格を確認し、資格の有無に関わらず、提案資格確認結果通知書（別紙1）を**令和6年8月19日（月）**に電子メールにて送付します。なお、提案資格が確認できた場合は、合わせてプロポーザル関係書類提出要請書（別紙2）を電子メールにて送付します。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、この書面の提出期限は、本市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までとします。説明を求められた本市は、書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、電子メールにより回答します。

6 質問書の提出

提案資格を有すると認められた者において、本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出してください。質問のない場合は、提出不要です。

(1) 提出書類

質問書（様式3）

(2) 提出期限

令和6年8月27日（火）17時00分（必着）

(3) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・川田

電話番号 : 045-671-4863

電子メール : tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(4) 提出方法

電子メール

ア 電子メールの件名の頭に「【質問書】」と記載してください。

イ 電子メール送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(5) 回答日及び回答方法

令和6年9月3日（火）までにホームページに掲載します。

7 提案書の提出

提案資格が認められた者において、所定の様式にて提案書を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式4）

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 提案企業の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績（様式6）

エ 予定人員の過去10年間の本業務に活かすことのできる業務実績（様式7）

オ 業務実施方針等（様式8）

カ ワーク・ライフ・バランスに関する取組等（様式9 ※要添付書類あり）

キ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

ク 参考見積書（任意様式）

(2) 提出部数

紙7部、電子データ：1部（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）

(3) 提出期限

令和6年9月9日（月）17時

(4) 提出先

横浜市都市整備局臨海部活性化推進課 担当 落合・川田
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階
電話 045-671-4863

(5) 提出方法

持参または郵送

ア 持参の場合は、市役所開庁日の9時～12時、13時～17時の間に提出してください。

イ 郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。また、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(6) 提案書作成の留意点

ア 文字の大きさは、注記等を除き、原則10ポイント以上の大きさとしてください。

イ 多色刷りは可とします。

ウ 提案書表紙（様式4）を除き、社名や商標、マーク等、提案者を認識できるものの記載は一切行わないでください。

エ A3の様式は、片袖折りにし、A4サイズにしてください。

オ 提出書類のア～クー式をA4フラットファイルに綴りこみ、インデックスをつけてください。（ファイル、インデックスの様式は特に指定しません。）

カ ファイルの表表紙および背表紙に、「令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託 提案書」および「社名」を記載してください。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり（参考見積金額は評価の対象になりません）。

9 特定・非特定の通知

(1) 提案書を提出した者に対して、受託候補者への特定・非特定に関わらず、結果通知書（別紙3）を令和6年9月末頃に電子メールにて送付します。

(2) 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。この書面の提出期限は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時とします。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に、説明を求めた者に対し電子メールにより回答します。

10 留意事項

(1) 提案書の作成、提出等に係る費用は、応募者の負担とします。

(2) 以下の条件に該当した場合、プロポーザルは無効となります。

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適

合しないもの

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザルに関して評価委員と不正な接触があった者

(3) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨

(4) 契約書作成の要否

特定された受託候補者と、後日、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。その際、受託者において契約書を作成することを要します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(5) 提案書等の取扱い

ア 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき、提案書等を公開することがあります。

イ プロポーザルの実施または公開等の際に、提出された提案書等の複製を作成することがあります。

ウ 提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

エ 提出された書類は返却しません。

オ プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(6) その他

ア 提案書等に記載した配置予定の人員は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

イ プロポーザル実施のために本市が作成した資料および参考資料として交付した資料については、本市の了解なく公表・使用することはできません。

ウ 提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。

エ 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定された者が指名停止となった場合は、次順位の者と業務委託契約の手続を行います。

オ 提案書を提出した後に辞退する場合は、速やかに本市に連絡するとともに、書面（様式 11 辞退届）にて申し出てください。

(別紙1)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに都市整備局臨海部活性化推進課
へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、川田

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙2)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託

提出書類

- 1 質問書（提出期限：令和6年8月27日（火）17時（必要がない場合は不要）
 - 2 提案書（提出期限：令和6年9月9日（月）17時（必着））
 - 3 その他関係書類
- (1) 参考見積書（様式自由）

提案書の作成に必要な資料（提案書作成要領、様式、業務説明資料等）は、横浜市ホームページよりダウンロードできます。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、川田

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp

(別紙3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和6年度 山下公園通り周辺における公共空間活用実証実験企画運営委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに都市整備局臨海部
活性化推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 都市整備局臨海部活性化推進課

氏名 落合、川田

電話 045-671-4863

E-mail tb-rinkaikassei@city.yokohama.jp